

改正 令和 8 年 7 月 3 0 日 原規総発第 2607301 号 原子力規制委員会決定

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準等
の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 3 0 日

原子力規制委員会

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基
準等の一部を改正する規程

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準等
(原規総発第 120919087 号) の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 3 0 日から施行する。

別表 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準等 新旧対照表

(下線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準等 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「法」という。）に基づき<u>原子力規制委員会委員長</u>が行う処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第５条第１項の規定による審査基準等は、次のとおりとする。 第１ 開示決定等の審査基準 第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。 ２ 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 法第９条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。 １ 開示する旨の決定（法第９条第１項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。 （１）・（２） （略） （３）開示請求に係る行政文書に不開示情報（法第５条第１号の２に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に当該行政文書を開示する必要があると認めるとき（法第７条）。 ２ 開示しない旨の決定（法第９条第２項）は、次のいずれかに該当する	行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準等 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「法」という。）に基づき<u>原子力規制委員会</u>が行う処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第５条第１項の規定による審査基準等は、次のとおりとする。 第１ 開示決定等の審査基準 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）（抄） （開示請求に対する措置） 第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。 ２ 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 法第９条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。 １ 開示する旨の決定（法第９条第１項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。 （１）・（２） （略） （３）開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に当該行政文書を開示する必要があると認めるとき（法第７条）。 ２ 開示しない旨の決定（法第９条第２項）は、次のいずれかに該当する

場合に行う。

(1)～(5) (略)

(6) 開示請求が権利の濫用に当たる場合。この場合において、権利の濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

3 (略)

第2 行政文書該当性に関する判断基準

第二条 (略)

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等
- 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

開示請求の対象が法第2条第2項に規定する行政文書に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1～5 (略)

第3 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当する

場合に行う。

(1)～(5) (略)

(6) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

3 (略)

第2 行政文書該当性に関する判断基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（抄）

(定義)

第二条

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

開示請求の対象が法第2条第2項に規定する行政文書に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1～5 (略)

第3 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当する

かどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 個人に関する情報（法第5条第1号）についての判断基準

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一の二～六（略）

かどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 個人に関する情報（法第5条第1号）についての判断基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（抄）

第五条

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(1) 特定の個人を識別することができる情報等（法第5条第1号本文）について

ア～エ （略）

オ 厳密には特定の個人を識別することができる情報でない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の性質、集団の性格又は規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得ることに留意する。例えば、病歴の情報等の情報であって、その集団が少人数の場合には、当該情報を開示してもその集団のうち誰であるか厳密に特定できない場合であっても、特定の個人の権利利益の侵害のおそれを問うまでもなく、個人識別性があるものと取り扱う。

カ 「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、匿名の作文、無記名の個人の著作物（個人の研究成果の発言等の録音記録も含まれる。）等、個人の人格と密接に関連するもの及び公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが含まれる。

(2) （略）

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（法第5条第1号ロ）について

個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

(4) 公務員等に関する情報の取扱いについて

ア （略）

イ 「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、

(1) 特定の個人を識別することができる情報等（法第5条第1号本文）について

ア～エ （略）

オ 厳密には特定の個人を識別することができる情報でない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の性質、集団の性格又は規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得ることに留意する。例えば、病歴の情報等の情報であって、その集団が少人数の場合には、当該情報を開示してもその集団のうち誰であるか厳密に特定できない場合であっても、特定の個人の権利利益の侵害をおそれを問うまでもなく、個人識別性があるものと取り扱う。

カ 「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、匿名の作文、無記名の個人の著作物（個人の研究成果の発言等の録音記録も含まれる。）等、個人の人格と密接に関連するもの及び公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが含まれる。

(2) （略）

(3) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（法第5条第1号ロ）」について

個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

(4) 公務員等に関する情報の取扱いについて

ア （略）

イ 「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、

退職した者であっても、公務員等であった当時の情報については、当該規定は適用される。さらに、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象法人（以下「独立行政法人等」という。）及び地方独立行政法人の役員及び職員を含む。

ウ （略）

エ 政府の説明責任を果たすために、どのような地位、立場にある者（「職」）が、どのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示情報に当たらない。

また、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生じるおそれがある場合（①氏名を公にすることにより、法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、公にするものとされている（各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「連絡会議申合せ」という。））。このため、行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法第5条第1号ただし書イ）に該当することに留意する。

なお、人事異動の官報への掲載その他行政機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関により作成され、又は行政機関が公にする意思をもって（又は公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合にも、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

1の2 行政機関等匿名加工情報又は削除情報（法第5条第1号の2）についての判断基準

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書

退職した者であっても、公務員等であった当時の情報については、当該規定は適用される。さらに、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象法人（以下「独立行政法人等」という。）及び地方独立行政法人の役員及び職員を含む。

ウ （略）

エ 政府の説明責任を果たすために、どのような地位、立場にある者（「職」）が、どのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示にならない。

また、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生じるおそれがある場合（①氏名を公にすることにより、法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、公にするものとされている。このため、行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法第5条第1号ただし書イ）に該当することに留意する。

なお、人事異動の官報への掲載その他行政機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関により作成され、又は行政機関が公にする意思をもって（又は公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合にも、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

1の2 行政機関等匿名加工情報又は削除情報（法第5条第1号の2）についての判断基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（抄）
第五条

を開示しなければならない。 一 (略) 一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号 二～六 (略)	一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号
(1)・(2) (略) 2 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第5条第2号）についての判断基準	(1)・(2) (略) 2 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第5条第2号）についての判断基準
第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。 一・一の二 (略) 二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの 三～六 (略)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）(抄) 第五条 二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(1) 法人その他の団体に関する情報及び事業を営む個人あての当該事業に関する情報（法第5条第2号本文）について

ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の会社法（平成17年法律第86号）上の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法第5条第2号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、法第5条第6号等の規定に基づき判断する。

イ 法人等に関する情報とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を意味する。例えば、事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報、名誉、社会的信用、社会的活動の自由など法人の権利利益に関する情報等も含まれる。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第5条第1号の不開示情報に当たるかどうかを検討する必要がある。

ウ （略）

(2) ～ (4) （略）

3 国の安全等に関する情報（法第5条第3号）についての判断基準

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一～二 （略）

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四～六 （略）

(1) 法人その他の団体に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第5条第2号本文）について

ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法第5条第2号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、法第5条第6号等の規定に基づき判断する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を意味する。例えば、事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報、名誉、社会的信用、社会的活動の自由など法人の権利利益に関する情報等も含まれる。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第5条第1号の不開示情報に当たるかどうかを検討する必要がある。

ウ （略）

(2) ～ (4) （略）

3 国の安全等に関する情報（法第5条第3号）についての判断基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（抄）

第五条

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(1)～(3) (略)

4 公共の安全等に関する情報（法第5条第4号）についての判断基準

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一～三 (略)

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五・六 (略)

(1)・(2) (略)

(3)「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第1編第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、法第5条第4号に該当する。

(4) (略)

5 審議、検討等情報（法第5条第5号）についての判断基準

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一～四 (略)

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせ

(1)～(3) (略)

4 公共の安全等に関する情報（法第5条第4号）についての判断基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）(抄)

第五条

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(1)・(2) (略)

(3)「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、法第5条第4号に該当する。

(4) (略)

5 審議、検討等情報（法第5条第5号）についての判断基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）(抄)

第五条

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

るおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 (略)

(1) (略)

(2)「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われている様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。また、審議、検討又は協議の体制や進め方についての情報も、当該情報が記録された行政文書として作成、取得されていれば、審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報に含まれ、結果的に意思決定に至らなかった審議、検討等の内容等も本号に含まれる。

ア 主管官庁が関係官庁に協議を行う場合、協議過程全体としては、協議が整った後の主管官庁が行う意思決定が最終的な意思決定であることから、主管官庁はもとより、協議先の関係省庁にとっても、当該協議における提出意見等の情報は「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

イ (略)

(3)「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が想定されているものであり、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、「率直な意見の交換」が不当に損なわれるおそれには、審議、検討等の場における発言内容が公になることにより、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれが生じる場合が含まれる（この場合には、法第5条第4号等の不開示情報に該当する可能性もある。）。ま

(1) (略)

(2)「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われている様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。また、審議、検討又は協議の体制や進め方についての情報も、当該情報が記録された行政文書として作成、取得されていれば、「審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報」に含まれ、結果的に意思決定に至らなかった審議、検討等の内容等も本号に含まれる。

ア 主管官庁が関係官庁に協議を行う場合、協議過程全体としては、協議が整った後の主管官庁が行う意思決定が最終的な意思決定であることから、主管官庁はもとより、協議先の関係省庁にとっても、当該協議における提出意見等の情報は「審議検討又は協議に関する情報」に該当する。

イ (略)

(3)「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が想定されているものであり、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、「率直な意見の交換」が不当に損なわれるおそれには、審議、検討等の場における発言内容が公になることにより、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれが生じる場合が含まれる（この場合には、法第5条第4号等の不開示情報に該当する可能性もある。）。ま

た、「意思決定の中立性」が不当に損なわれるおそれには、行政機関内部における政策の検討が不十分な段階での情報が公になることにより、外部からの圧力によって当該政策に不当な影響を受けるおそれが生じる場合が含まれる。

なお、行政機関の審査等を経た後、公表される予定となっている文書であっても、審査期間中においては、内容の確定していない文書を公にすることにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ等があり得ることから、審査終了までの間の請求については本号に該当するものとして不開示となる場合がある。

(4)～(7) (略)

6 事務又は事業に関する情報（法第5条第6号）についての判断基準

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一～五 (略)

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害する

た、「意思決定の中立性」が不当に損なわれるおそれには、行政機関内部における政策の検討が不十分な段階での情報が公になることにより、外部からの圧力によって当該政策に不当な影響を受けるおそれが生じる場合が含まれる。

なお、行政機関の審査等を経た後、公表される予定となっている文書であっても、審査期間中においては、内容の確定していない文書を公にすることにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ等があり得ることから、審査終了までの間の請求については本号に該当するものとして不開示となる場合がある。

(4)～(7) (略)

6 事務又は事業に関する情報（法第5条第6号）についての判断基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（抄）

第五条

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

おそれ

(1) 公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(法第5条第6号本文)について

ア～エ (略)

(2) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ(法第5条第6号イ)について

ア・イ (略)

(3) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ(法第5条第6号ロ)について

ア・イ (略)

(4) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ(法第5条第6号ハ)について

ア・イ (略)

(5) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ(法第5条第6号ニ)について

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。)に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

(6) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ(法第5条第6号ホ)について

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条の適用を受ける企業をいう。)又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれが

(1) 公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

ア～エ (略)

(2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第5条第6号イ)

ア・イ (略)

(3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(法第5条第6号ロ)

ア・イ (略)

(4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(法第5条第6号ハ)

ア・イ (略)

(5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(法第5条第6号ニ)

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。)に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

(6) 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(法第5条第6号ホ)

国若しくは地方公共団体が経営する企業(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第3号の国有林野事業を行う国の経営する企業及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条の適用を受ける企業をいう。)、独立行政法人

あるものは不開示とする。

例えば、生産技術上のノウハウ、販売及び営業に関する情報、信用上不利益を与える情報等が該当し、また、当該企業に係る監査、契約、争訟、調査研究、人事管理等の事務についても本号ホの該当性を検討する必要がある。

ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格及び内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、法第5条第2号の法人等に関する情報と比べて、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する判断基準

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

開示請求に係る行政文書について、法第6条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合」とは、一件の行政文書に複数の情報が記録されている場合に、情報

等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。

例えば、生産技術上のノウハウ、販売及び営業に関する情報、信用上不利益を与える情報等が該当し、また、当該企業に係る監査、契約、争訟、調査研究、人事管理等の事務についても本号ホの該当性を検討する必要がある。

ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格及び内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、法第5条第2号の法人等に関する情報と比べて、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する判断基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（抄）

（部分開示）

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

開示請求に係る行政文書について、法第6条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合」とは、一件の行政文書に複数の情報が記録されている場合に、各情

ごとに、法第5条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、法第5条では行政文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務が定められているが、法第6条第1項の規定により、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

2 「容易に区分して除くことができるとき」について

(1)・(2) (略)

3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」について

(1)・(2) (略)

4 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」について

(1)「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。

なお、残りの部分が既に公にされている情報のみであることをもって有意な情報ではないとすることは適当ではない。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があれば、これも併せて判断する。

(2) (略)

5 特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合（法第6条第2項）について

(1) 特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第5条第1号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、法第6条第1項の規定により開示することになる。

ただし、法第6条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、特定の個人を識別することができることとなる部分とそれ以外の部分とを容易に区分

報ごとに、法第5条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、法第5条では行政文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務が定められているが、法第6条第1項の規定により、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

2 「容易に区分して除くことができるとき」

(1)・(2) (略)

3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

(1)・(2) (略)

4 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

(1)「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。

なお、「残りの部分」が既に公にされている情報のみであることをもって有意な情報ではないとすることは適当ではない。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があれば、これも併せて判断する。

(2) (略)

5 特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合について（法第6条第2項）

(1) 特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第5条第1号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、法第6条第1項の規定により開示することになる。

ただし、法第6条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、特定の個人を識別することができることとなる部分とそれ以外の部分とを容易に区分

して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

なお、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる部分は、法第5条第1号イからハまでのいずれかの規定に該当しない限り、部分開示の対象とならない。また、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」（法第5条第1号本文）は、「特定の個人を識別することができるもの」に含まれる。

(2) (略)

(3) なお、個人に関する情報であっても、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法第5条第1号本文）については、法第6条第2項の規定の適用はない。

第5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第五条第一号の二に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

公益上の理由による裁量的開示（法第7条）を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 (略)

2 本条の規定は、「公益上特に必要があると認めるとき」という文言からも、不開示情報を開示するという処分の性質からも明らかなとおり、公益上の必要性の認定についての行政機関の長の要件裁量を認めるものである。

3 (略)

して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

なお、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる部分は、法第5条第1号イからハまでのいずれかの規定に該当しない限り、部分開示の対象とならない。また、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」（法第5条第1号本文）は、「特定の個人を識別することができるもの」に含まれる。

(2) (略)

(3) なお、個人に関する情報であっても、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法第5条第1号）については、法第6条第2項の規定の適用はない。

第5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（抄）

（公益上の理由による裁量的開示）

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第五条第一号の二に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

公益上の理由による裁量的開示（法第7条）を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 (略)

2 本条の規定は、「公益上特に必要があると認めるとき」との規定からも、不開示情報を開示するという処分の性質からも明らかなとおり、公益上の必要性の認定についての行政機関の長の要件裁量を認めるものである。

3 (略)

第6 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第7 開示実施手数料の減額又は免除に関する審査基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）

第十四条 行政機関の長（法第十七条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条において同じ。）は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき二千円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第十四条第二項又は第四項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第一項の規定によるもののほか、行政機関の長は、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

第6 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（抄）

（行政文書の存否に関する情報）

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第7 開示実施手数料の減額又は免除に関する審査基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）（抄）

（手数料の減免）

第十四条 行政機関の長（法第十七条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条において同じ。）は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき二千円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第十四条第二項又は第四項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第一項の規定によるもののほか、行政機関の長は、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる

(削る)

(別添)

開示・不開示の取扱いに関する具体例について

1 会議等の開催に関する会計文書等（類型）の開示・不開示の取扱い

以下の会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書（類型）が請求された場合の開示・不開示の取扱いは、個々の文書におけるその作成目的、内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものである。

その運用に当たっては、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質を踏まえ、画一的又は一律的にならないよう留意し、法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個々に判断する必要がある。

(1) 会議等の開催に関する会計文書

ア (略)

イ 記載情報ごとの開示・不開示の取扱い

記載情報ごとの開示・不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理することができる。

ただし、(ア)に該当する場合であっても、例えば、情報収集、協議、交渉等のための会議等であって、会議名、開催の目的、開催の日時、場所等の情報を公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなるなど、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する必要がある。

(ア) (略)

(イ) 一般的に法第5条第1号又は第2号に該当し、不開示と考えられるもの

謝金受領者住所、諸謝金振込金融機関名、諸謝金振込口座番号
債権者（茶菓弁当、貸会議室関係事業者）印影、債権者金融機
関名、債権者口座番号

会議等出席のための出張者の住所、職務の級、旅費振込金融機
関名、旅費振込口座番号

(注) 各ページ中、情報公開法の条文（枠囲みのもの）は、参考のため
に、ホームページに掲載するに当たって追加したものです。

(別添)

開示・不開示の取扱いに関する具体例について

1 会議等の開催に関する会計文書等（類型）の開示・不開示の取扱い

以下の会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書（類型）が請求された場合の開示・不開示の取扱いは、個々の文書におけるその作成目的、内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものである。

その運用に当たっては、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質を踏まえ、画一的又は一律的にならないよう留意し、法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個々に判断する必要がある。

(1) 会議等の開催に関する会計文書

ア (略)

イ 記載情報ごとの開示・不開示の取扱い

記載情報ごとの開示・不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理することができる。

ただし、(ア)に該当する場合であっても、例えば、情報収集、協議、交渉等のための会議等であって、会議名、開催の目的、開催の日時、場所等の情報を公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなるなど、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する必要がある。

(ア) (略)

(イ) 一般的に法第5条第1号又は第2号に該当し、不開示と考えられるもの

謝金受領者住所、諸謝金振込金融機関名、諸謝金振込口座番号
債権者（茶菓弁当、貸会議室関係事業者）印影、債権者金融機
関名、債権者口座番号会議等出席のための出張者の住所、職務の
級、旅費振込金融機関名、旅費振込口座番号

(2) 職員の勤務状況に関する文書

ア (略)

イ 記載情報ごとの開示・不開示の取扱い

記載情報ごとの開示・不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理することができる。

ただし、(ア)に該当する場合にあっても、例えば、用務、用務先等を公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなるなど、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する必要がある。

(ア) (略)

(イ) 一般的に、法第5条第1号に該当すると考えられ、不開示と考えられるもの

出勤簿における日付欄に記載される休暇・レクリエーション参加・休職・停職等の表記、年次休暇付与日数、年次休暇日数・時間(月計・累計・残)、病気休暇日数(月計)、特別休暇日数(月計)、レクリエーション(月計)、介護休暇日数(月計)、欠勤日数(月計)

旅行命令簿における職務の級、住所

休暇簿における年次休暇の日数(前年からの繰越し日数・本年分の日数)、休暇期間、休暇残日数・時間、請求年月日、承認の可否

2 法第5条第1号の不開示情報の具体例

(1) 法第5条第1号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

また、職務遂行に係る情報に含まれる行政機関の職員の氏名については、連絡会議申合せにより、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き、法第5条第1号ハとともに、同号イが重疊的に適用され、個人情報としては不開示とならない。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該

(2) 職員の勤務状況に関する文書

ア (略)

イ 記載情報ごとの開示・不開示の取扱い

記載情報ごとの開示・不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理することができる。

ただし、(ア)に該当する場合にあっても、例えば、用務、用務先等を公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなるなど、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する必要がある。

(ア) (略)

(イ) 一般的に、法第5条第1号に該当すると考えられ、不開示と考えられるもの

出勤簿の日付欄に記載される休暇・レクリエーション参加・休職・停職等の表記、年次休暇付与日数、年次休暇日数・時間(月計・累計・残)、病気休暇日数(月計)、特別休暇日数(月計)、レクリエーション(月計)、介護休暇日数(月計)、欠勤日数(月計)旅行命令簿における職務の級、住所

休暇簿における年次休暇の日数(前年からの繰越し日数・本年分の日数)、休暇期間、休暇残日数・時間、本人印(印影)、請求年月日、承認の可否、決裁印(印影)、勤務時間管理員処理(印影)

2 法第5条第1号の具体例

(1) 法第5条第1号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

また、職務遂行に係る情報に含まれる行政機関の職員の氏名については、連絡会議申合せにより、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き、本号のハとともに、イが重疊的に適用され、個人情報としては不開示とならない。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該

当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- ・氏名、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述等
- ・振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号、単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述等
- ・住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、生年月日、印影、署名、振込金融機関名、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴等
- ・その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報

イ 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

- ・匿名の作文等個人の人格と密接に関連する情報
- ・無記名の個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがある情報

(2) (略)

3 法第5条第2号の不開示情報の具体例

(1) 法第5条第2号イの不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

ア～ウ (略)

(2) なお、会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書の2種類の行政文書に関し、主として本号及び第1号に関する開

当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- ・氏名、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述等
- ・振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号、単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述等
- ・住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、生年月日、印影、署名、振込金融機関名、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴等
- ・その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報

イ 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの

- ・匿名の作文等個人の人格と密接に関連する情報
- ・無記名の個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがある情報

(2) (略)

3 法第5条第2号の具体例

(1) 法第5条第2号イの不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

ア～ウ (略)

(2) なお、会議等の開催に関する会計文書と職員の勤務状況に関する文書の2種類の行政文書に関し、主として本号及び第1号に関する開

示・不開示の取扱いについて、個々の文書におけるその作成目的、内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものは、上記「1 会議等の開催に関する会計文書等（類型）の開示・不開示の取扱い」のとおりである。

4 法第5条第3号の不開示情報の具体例

法第5条第3号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

(1)～(3) (略)

5 法第5条第4号の不開示情報の具体例

法第5条第4号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

- ・ 捜査のための照会又は回答に関する情報
- ・ 犯罪の被疑者又はその参考人を特定できると認めることにつき相当の理由がある情報
- ・ 違法又は不正な行為の通報者又は告発者を特定できると認めるにつき相当の理由がある情報
- ・ 訴訟に関連した照会又は回答に関する情報
- ・ 要人の行動又は警護に関する詳細な情報
- ・ 特定の建造物の警備又は情報システムセキュリティに関する詳細な情

示・不開示の取扱いについて、個々の文書におけるその作成目的、内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものは、別添のとおりである。

4 法第5条第3号の具体例

法第5条第3号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

(1)～(3) (略)

5 法第5条第4号の具体例

法第5条第4号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

- ・ 捜査のための照会又は回答に関する情報
- ・ 犯罪の被疑者又はその参考人、違法又は不正な行為の通報者又は告発者を特定できると認めるにつき相当の理由がある情報
- ・ (新設)
- ・ 訴訟に関連した照会又は回答に関する情報
- ・ 要人の行動又は警護に関する詳細な情報
- ・ 特定の建造物の警備又は情報システムセキュリティに関する詳細な情

報

- ・武器、火薬又は放射性物質等の保存場所に関する詳細な情報
- ・その他公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報

6 法第5条第5号の不開示情報の具体例

法第5条第5号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

(1)～(3) (略)

7 法第5条第6号の不開示情報の具体例

法第5条第6号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

(1)～(4) (略)

(5) 公にすることにより、独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報

- ・法第5条第2号イの不開示情報（法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。）に準ずる情報

報

- ・武器、火薬及び放射性物質等の保存場所に関する詳細な情報
- ・その他公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報

6 法第5条第5号の具体例

本号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

(1)～(3) (略)

7 法第5条第6号の具体例

本号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

(1)～(4) (略)

(5) 公にすることにより、国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報

- ・法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに準じる情報